

# 漁業生産力の発展に関する計画（区画漁業権）

## 第1 漁業生産力の発展に関する計画の名称

### (1) 名称

小中山漁業協同組合が有する区画漁業権に関する生産力の発展に関する計画

### (2) 対象となる漁業権

区第312号、区第313号、区第314号、区第315号、区第316号、区第317号、区第318号、区第319号、区第320号、区第321号、区第326号、区第327号、区第328号、区第329号、区第330号、区第331号、区第335号漁業権

## 第2 生産力の発展に関する計画の目標及び方法

### (1) 資源管理の推進

- ア 組合員行使権者に対して漁業関係法令及び漁業権行使規則、愛知県渥美地区のり漁場利用計画を遵守させる。
- イ 東三のり研究会と協力して栄養塩調査やのり芽病障害調査を定期的に行い、海況や病障害発生等の状況を把握し、地先の海況に応じたのり養殖管理に取り組む。
- ウ 水産試験場や普及指導員の助言を得て、漁場の生産力が最大限活用できるようなのり養殖漁場利用計画を作成し、生産量の増大に取り組む。

### (2) 漁業所得の向上に関する取組

- ア 異物探知機の利用推進により、異物混入防止対策の強化に取り組み、のりの単価向上を図る。
- イ 生のりとバラ干しのりの出荷バランスの適正化に取り組み、作業の効率化とコストの低減による収入の増加を図る。
- ウ 敷設式・垂下式によるあさり養殖について、水産試験場や普及指導員の協力のもと養殖方法の改善など、更なる検討を行い生産量の向上に取り組む。
- エ 地元水産物の知名度向上のための取組として、垂下式で養殖したあさりの評価を高めるとともに、市外からの来訪者にもっとよく知ってもらうため、地元の「菜の花祭り」等のイベントに参加し、PRする。

## 第3 漁業生産力の発展に関する計画の実施予定期間

令和3年3月の総会日から令和5年8月31日まで

#### 第4 その他

##### (1) 計画の点検

理事会において年1回以上、当初計画の履行状況の確認や妥当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。

また、点検の結果は、総会において報告する。

##### (2) 愛知県との連携

上記(1)の点検結果については、愛知県知事に提出する。

##### (3) 関係機関との連携

当該計画については、田原市、愛知県東三河農林水産事務所、県漁連、その他漁業関係団体等に助言を求めることができる。